

令和4年4月28日

各小・中学校 保護者の皆様

岩美町教育委員会
教育長 大西 泰博
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止について (お願い)

いつも本町の教育にご協力いただき、ありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の予防につきましては、お子様の体調管理、検温等を毎日実施していただき、重ねて感謝を申し上げます。

さて、全国的にも新型コロナウイルス感染拡大が叫ばれていますが、本県でも全域に「鳥取県版新型コロナ特別警報」、東部と西部に「感染急拡大特別警報」が発令されており、今まで以上に緊張感を抱いております。学校における感染防止対策の徹底を図りながら、児童生徒の安全性を確認した上で教育活動が行えるように努めて参ります。各家庭におかれましても、以下の通り対応をお願いします。感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

※保育所に弟妹が在籍している場合、放課後児童クラブを利用されている場合は、各保育所または役場住民生活課にも連絡をお願いします。

○学校への連絡について

・次の場合は学校に連絡をとっていただくようお願いします。

- ①お子様が抗原検査またはPCR検査を受検される場合
- ②その検査の結果について
- ③お子様が保健所から濃厚接触者・接触者に特定された場合
- ④同居家族が抗原検査またはPCR検査を受検される場合
- ⑤その検査結果について

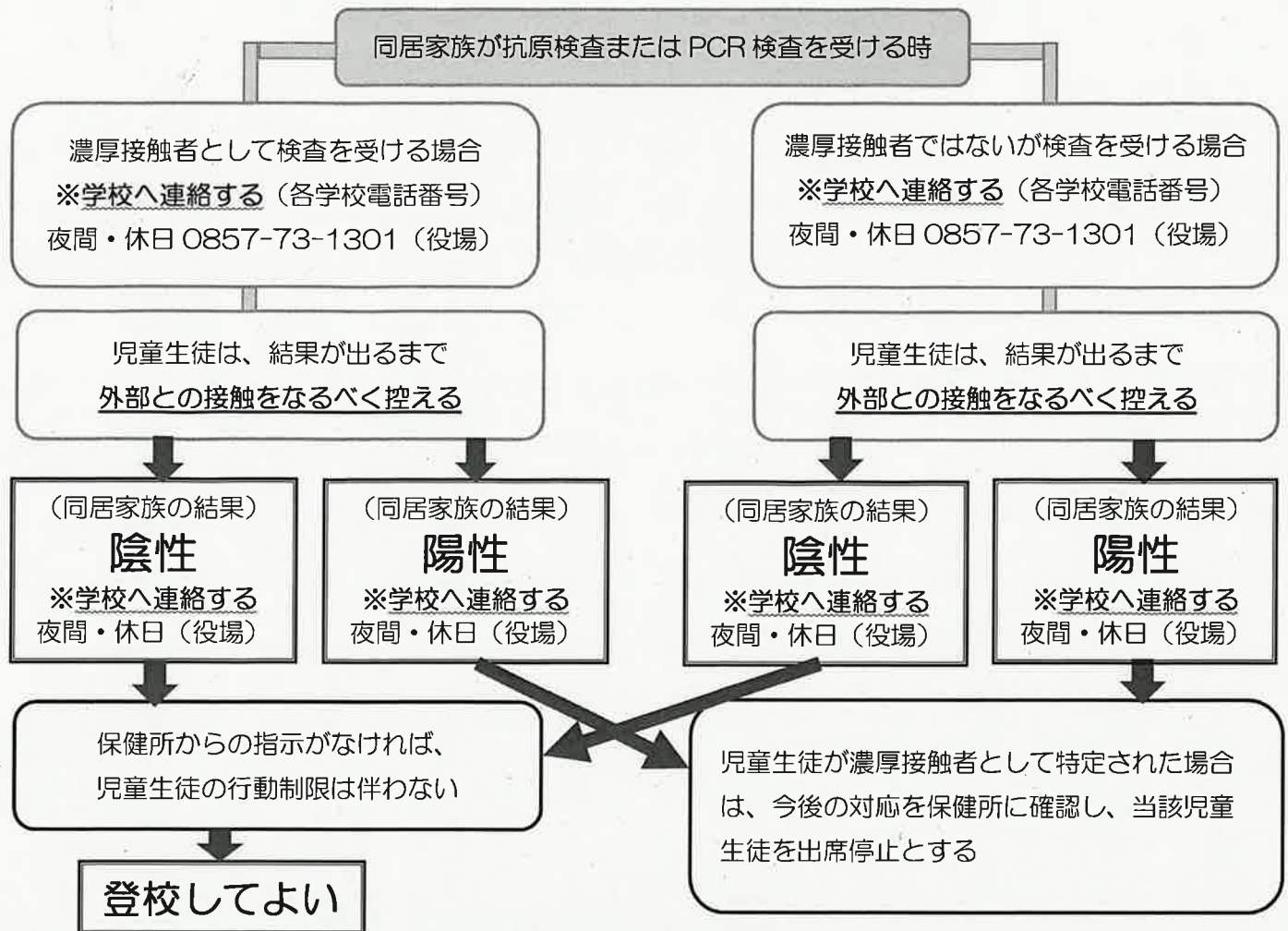
・夜間、休日等で学校に電話がつかない場合は、岩美町教育委員会（電話：73-1301）へ電話をかけてください。役場の宿直が出ますので、「〇〇学校の〇〇〇〇の保護者です。至急学校の先生と連絡をとりたいです。」と伝えていただくと、学校の教職員より電話がかかるようにしています。

○発熱または風邪症状がある場合の対応について

- ・お子様に上記の症状がある場合は、早期にかかりつけ医に相談や受診をしていただき、自宅での休養をお願いします。その際は、出席停止扱いとなりますので、学校への連絡をお願いします。
- ・同居家族に上記の症状がある場合も、早期にかかりつけ医に相談や受診をしていただき、受診の結果が判明するまでは児童生徒の登校については控えていただきますようお願いいたします。同様に出席停止扱いとなります。
- ・登校後の体調不良者については、学校から保護者に連絡をしますので、かかりつけ医を受診してください。

(裏面もご覧ください)

★同居家族が抗原検査またはPCR検査を受ける場合の動き★



※外部との接触を控える⇒「登校を控える」とした場合、出席停止となります

★児童生徒が新型コロナウイルスの感染の疑いがある、感染した場合の対応について★

